

議案第 85 号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 14 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) こども家庭庁の設置に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正等により、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第2条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月世田谷区条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「省令」」を「「設備運営基準」」に、「省令第1条第2項」を「設備運営基準第1条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。